

[illegible]

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

◎岡山県告示第六百二十四号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十八年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない者

三 受付期間

平成二十八年十二月十二日から平成二十九年二月九日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成二十九年二月十一日から同月十七日までのうち一日

七 試験場

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

陸上自衛隊善通寺駐屯地（香川県善通寺市南町）

八 採用予定月

平成二十九年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 県内採用予定者数

1 陸上要員 約十名

2 海上要員 約五名

3 航空要員 約五名

十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

◎岡山県告示第六百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプラン桃李の里

2 所在地

岡山県津山市勝部一七〇四―一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人桃李の里

2 所在地

岡山県津山市勝部一七〇四―一〇

三 廃止年月日

平成二十八年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一五四

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔四九八〕地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札に付する事項

契約種別		所 在		地目又は 構 造	面積（平方メー トル）	予定価格（最低 売 払価格）	現 場 説 明		入札の日時及び場所											
土地（建付地） 売払い契約	1 土地 新見市新見字奈 良木二〇五六番 一、二〇五六番八	岡山市北区富吉一五 四二番三	山林	宅地	三八四・一二	四六一、〇〇〇円	平成二十九年一月 十三日（金） 午後二時	岡山市北区富吉一 五四二番三	平成二十九年二月 九日（木） 午前十時三十分	岡山県庁九階大会 議室										
	2 建物 新見市新見字奈 良木二〇五六番地 一、二〇五六番地 八										鉄骨鉄筋コン クリート造陸 屋根二階建	八五三・九七	一八、五〇〇、〇 〇〇円	平成二十九年一月 十六日（月） 午前十時三十分	新見市新見字奈良 木二〇五六番一、 二〇五六番八					
				鉄骨コンクリ ートブロック	九六・〇〇						新見市高尾二四〇 〇 備中県民局新見地 域事務所二階第三 会議室									

土地（建付地） 売払い契約					
1 土地 浅口市寄島町字 中新開一二一五五 番六三	2 建物 浅口市寄島町字 中新開一二一五五 番地六三				
宅地	コンクリート ブロック造陸 屋根二階建	コンクリート ブロック造陸 屋根平家建	鉄骨造スレー トぶき平家建	コンクリート ブロック造陸 屋根平家建	造陸屋根二階 建
二八九・一一	一四五・四〇	一〇・一〇	一〇・〇〇	二三・四三	
七、二二四、二〇 九円					
平成二十九年一月 十二日（木） 午後一時三十分					
浅口市寄島町字中 新開一二一五五番 六三					
平成二十九年二月 八日（水） 午後一時三十分					
笠岡市六番町二一 五 備中県民局井笠地 域事務所別館大会 議室					

		午前十時三十分	午前十一時
		番	

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
 - 3 知事が地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
 - 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
 - 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
 - 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
 - 8 その他知事が不相当と認める者
- 三 入札参加申込み
- 入札に参加しようとする者は、平成二十九年一月二十日（金）午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。
- 四 契約条項を示す場所
- 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課
- 五 入札保証金
- 見積もつた契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。
- 六 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。
- 1 入札に参加することができない者のした入札
 - 2 談合してした入札
 - 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六―二三六―七二三五）

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔四九九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）の導入に係る税務システム改修事業（設計・製造・試験）

二 契約期間

平成二十八年十一月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年十一月三十日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

四六、四四〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、四四〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔五〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島乙島地内	測量区域
公共測量（一般廃棄物処理施設計画に伴う三級基準点測量）	測量の種類
平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年一月三十一日まで	測量期間

〔五〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美咲町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

久米郡美咲町連石 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
平成二十八年十一月七日から 平成二十九年三月三十一日まで	測 量 期 間

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五〇二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五〇三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

津山広域都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課及び勝央町産業建設部

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

〔五〇四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

笠岡都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び笠岡市建設産業部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

〔五〇五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により井原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

井原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

井原都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市建設課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

〔五〇六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するた
め、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出するこ
とができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

高梁都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五〇七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により新見都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

新見都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新見都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び新見市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

〔五〇八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により備前都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

備前都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

備前都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び備前市まちづくり部まち整備課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

〔五〇九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により真庭都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

真庭都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

真庭都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部都市住宅課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により湯原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

湯原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

湯原都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部都市住宅課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により美作都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

美作都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

美作都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び美作市建設部都市住宅課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

鴨方都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建

設課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により和気都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

和気都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和気都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び和気町産業建設部都市建設課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するた
め、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出するこ
とができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

矢掛都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び矢掛町建設課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

吉備高原都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び吉備中央町吉備高原都市事務所企画課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

平成28年12月9日 岡山県公報 第11846号

〔五一六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口郡里庄町新庄地内

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び里庄町農林建設課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十四日から同月二十八日まで

〔五一七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇五号 平成二十八年十一 月三十日		苫田郡鏡野町円宗寺字鶴の子一七七 番三、一七八番一、一七八番一地先 水路	六・〇〇〃 六・〇一	一二三・〇 九

〔五一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町地頭下二八二―三、二八二―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島道口三〇四一

木村 智美

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇号

◎岡山県労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十八年十二月九日

岡山県労働委員会
会 長 鷹 取 司
岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区 分	氏 名	職 業 （ 又 は 前 職 ）	委 嘱 の 日 付
公 益 委 員	鷹 取 司	弁護士	平成28年11月28日
	西 田 和 弘	岡山大学大学院法務研究科教授	平成28年11月28日
	山 田 加 寿 子	特定社会保険労務士	平成28年11月28日
	妻 鹿 安 希 子	弁護士 岡山大学大学院法務研究科准教授	平成28年11月28日
	濱 田 陽 子	岡山大学法学部准教授	平成28年11月28日
	(岡山県教職員組合副執行委員長)		平成28年11月28日
	木 下 幸 男	運輸労連特別執行委員	平成28年11月28日
	近 藤 三 千 代	ＵＡゼンセン岡山県支部支部長	平成28年11月28日
	阪 口 林	連合岡山副事務局長	平成28年11月28日
	古 林 久 和	自治労岡山県本部執行委員長	平成28年11月28日
労働委員会			

使 用 者 委 員	片 山 浩 子	中国精油株式会社顧問	平成28年11月28日
事 務 局 職 員	小 野 敏 行	岡山県経営者協会専務理事	平成28年11月28日
	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成28年11月28日
	横 山 圭 介	横山石油株式会社代表取締役社長	平成28年11月28日
	石 田 敦 志	株式会社イシダ代表取締役	平成28年11月28日
	井 上 裕 敏	岡山県労働委員会事務局長	平成27年4月9日
	岡 村 忠 彦	岡山県労働委員会事務局次長	平成27年4月9日
	中 桐 幸 一	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成28年4月21日